

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年4月10日認可した。

平成31年4月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）粟井逆瀬地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）蓮法寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）岩鍋池地区